

高知県交通安全推進県民会議要綱

(目的)

第1条 この要綱は、高知県内における陸上交通の安全と円滑を確保し、交通道德の向上を図り、もって県民の福祉を増進するための総合的かつ効果的な交通安全対策を強力に推進することを目的とする。

(名称)

第2条 前条の目的を達成するため、高知県交通安全推進県民会議（以下「県民会議」という。）を設け、事務局を高知県の交通安全対策を主管する課室に置く。

(任務)

第3条 県民会議の任務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 各種交通安全運動を推進すること。
- (2) 交通安全に関する知識の普及と交通道德の高揚を図ること。
- (3) 関係機関、団体等相互の連絡調整を図ること。
- (4) 総合的な交通安全についての調査研究を行い、関係機関に建議すること。
- (5) 交通安全に貢献した者の表彰を行うこと。
- (6) 暴走族等の根絶に関する施策を推進すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するため必要と認めること。

(構成)

第4条 県民会議は、役員、常任委員、委員、交通安全推進幹事及び暴走族対策推進幹事をもって構成する。

(役員)

第5条 県民会議に役員として、会長及び副会長を置く。

- 2 会長には高知県知事、副会長には、高知県副知事、高知県教育長、高知県警察本部長、高知県市長会長、高知県町村会長及び高知県交通安全協会会長をもって充てる。
- 3 会長は、県民会議を代表し、会務を総括する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 5 会長は、県民会議の円滑な運営を図るため常任委員を指名する。

(役員会)

第6条 役員会は、会長、副会長及び常任委員で構成する。

- 2 役員会は、会長が必要に応じ招集する。

(委員)

第7条 委員は、別表1に定める交通安全市町村民会議を代表する者並びに関係機関、団体の代表者をもって充てる。

- 2 前項に指定する者のほか、会長が交通安全推進のため特に必要と認めた学識経験者に委嘱する。

(事務局長及び幹事)

第8条 県民会議に事務局長並びに交通安全推進幹事及び暴走族対策推進幹事を置く。

- 2 事務局長は、高知県の交通安全対策を主管する課室の長をもって充てる。
- 3 交通安全推進幹事及び暴走族対策推進幹事は別表2に定める者をもって充てる。
- 4 事務局長は、会長の命を受け、会務を処理するほか、次条第1項に規定する交通安全推進幹事会及び暴走族対策推進幹事会の議長となる。
- 5 交通安全推進幹事は、県民会議の任務のうち第3条第1号から第5号に掲げる事項を担当し、暴走族対策推進幹事は、県民会議の任務のうち同条第6号に掲げる事項を担当する。

(幹事会)

第9条 交通安全推進幹事をもって交通安全推進幹事会を構成し、暴走族対策推進幹事をもって暴走族対策推進幹事会を構成する。

- 2 交通安全推進幹事会及び暴走族対策推進幹事会は、必要のつど事務局長が招集し、会長から付託された事項又は関係行政機関、団体等から提示された問題について審議するものとし、その結果を会長に答申し、又は上申するものとする。

(対策推進の方法)

第10条 関係機関団体は、県民会議において決定した事項の実施について、その実施計画及び結果を会長に報告するものとする。

- 2 会長は、必要に応じ地区別の会議を開き、広域交通安全圏対策を推進するものとする。

(要綱の改正)

第11条 この要綱の改正は、役員会で審議決定する。ただし、軽微なものについては、交通安全推進幹事会又は暴走族対策推進幹事会の審議を経て会長が決定することができる。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、県民会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、昭和40年 4月 1日から実施する。

附 則

この要綱は、昭和42年 5月20日から実施する。

附 則

この要綱は、昭和43年 9月20日から実施する。

附 則

この要綱は、昭和46年 3月22日から実施する。

附 則

この要綱は、昭和50年 9月 9日から実施する。

附 則

この要綱は、昭和55年 3月28日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 6年 4月 6日から実施する。

附 則

この要綱は、平成13年 7月24日から実施する。

附 則

この要綱は、平成14年11月 1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成15年 4月 1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成17年 4月 1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成19年 4月 1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成20年 4月 1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成21年 4月 1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成22年 4月 1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成23年 2月23日から実施する。

附 則

この要綱は、平成24年 4月 1日から実施する。